

亀山市告示第120号

亀山市給水装置工事費臨時補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年5月1日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市給水装置工事費臨時補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、亀山市水道事業給水条例（平成17年亀山市条例第138号。以下「給水条例」という。）に基づき使用水量を計量するためのメーターの設置を伴う給水装置工事（以下「給水装置工事」という。）を行う者に対し、市がその費用の一部を負担することにより、メーターの設置を促進し、使用水量を適切に把握することで使用料算定の適正化を図ることを目的とする。

(補助金の名称)

第2条 この告示により交付する補助金は、亀山市給水装置工事費臨時補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助対象)

第3条 補助金の対象となるものは、この告示による補助金又は市の他の補助金等の交付を受けていない給水装置工事とする。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、令和8年3月31日時点において農業集落排水処理施設を使用している者（給水条例第14条に規定する給水申込みの承認を受けている者に限る。）で、当該施設を使用するために届け出た設置場所（当該設置場所を給水申込みにおける給水装置の所在としているものに限る。）において新たに給水装置工事を行うものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者は、対象者としなないことができる。

(1) 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第1号）及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等

- (2) 亀山市農業集落排水処理施設条例（平成17年亀山市条例第124号）に規定する使用料
- (3) 亀山市営住宅条例（平成17年亀山市条例第135号）に規定する家賃
- (4) 亀山市公共下給水条例（平成17年亀山市条例第131号）に規定する使用料
- (5) 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年亀山市条例第34号）に規定する負担金等
- (6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、給水装置工事に要した費用（メーターより宅内側の配管に係る費用、給水用具の更新、原況復旧を超える舗装等の復旧、外構・内装に係る費用その他これらに準ずる費用を除く。）に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、15万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、工事に着手する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 亀山市水道事業給水条例施行規程（平成17年亀山市水道課管理規程第4号。次号及び第9条第1項第1号において「給水規程」という。）第3条に規定する給水装置工事申請書及び給水申込書の写し
- (2) 給水規程第4条に規定する給水装置工事設計書の写し
- (3) 補助金の対象となる費用が分かる見積書の写し
- (4) メーター設置予定場所の現況写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金交付決定指令書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に必要な条件を付することができる。

(補助金の交付決定事項の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）

は、当該交付決定を受けた事項を変更しようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、当該補助金の交付に係る給水装置工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、当該給水装置工事が補助金の交付決定のあった日の属する年度内に完了しないとき、又は当該給水装置工事の遂行が困難となったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、給水装置工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は給水装置工事が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 給水規程第6条に規定する給水装置工事設計書（精算）の写し
- (2) 補助金の対象となる費用が分かる領収書の写し
- (3) 工事が完成したことが分かる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金交付請求書（様式第6号）により市長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、当該交付した補助金の全額又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第9条に規定する実績報告書を提出した補助対象者に対する補助金の交付は、なお従前の例による。